

令和4年度における地方公務員の懲戒処分等の状況について

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

<令和4年度調査岐阜県内市町村及び一部事務組合等分>

# 1. 懲戒処分者数及び分限処分者数について

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

- この資料は、各地方公共団体が令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）に行った懲戒処分及び分限処分に係る職員数の状況を把握するために総務省が実施した調査をもとに、岐阜県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「一部事務組合等」という。）の状況をまとめたものである。
  
- 調査の対象となる者は、岐阜県内の市町村及び一部事務組合等の事務に従事している一般職に属する全ての職員である。
  
- なお、この調査（分限処分者数）における留意事項は次のとおりである。

地方公務員法上、分限処分に係る規定が原則適用除外とされている条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準じる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者として調査しているものであること。

## (1) 懲戒処分者数の状況

- 令和4年度中に懲戒処分を受けた職員数は46人であり、前年度に比べて1人減少している。
- 処分者数を種類別にみると、免職1人(対前年度比増減なし)、停職4人(同1人減)、減給17人(同3人減)、戒告24人(同3人増)となっている。
- 処分者数を事由別にみると、全体では「一般服務違反関係」20人(構成比43.5%)、が最も多く、次いで「監督責任」14人(同30.4%)、「公務外非行関係」5人(同10.9%)、「交通事故・交通法規違反」5人(同10.9%)の順となっている。

### 岐阜県内市町村及び一部事務組合等の懲戒処分者数の状況(種類別・事由別)

(単位:人)

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
給与・任用関係 (受験採用の際の虚偽行為等)	—	—	—	—	—
一般服務違反等関係 (勤務態度不良、職場内秩序びん乱等)	—	0 (3)	9 (11)	11 (9)	20 (23)
公務外非行関係 (傷害・暴行、金銭関係の非行等)	—	4 (0)	1 (0)	—	5 (0)
収賄等関係 (収賄、横領等)	1 (1)	—	1 (0)	—	2 (1)
交通事故・交通法規違反	—	0 (2)	1 (2)	4 (6)	5 (10)
違法な職員組合活動	—	—	—	—	—
監督責任	—	—	5 (7)	9 (6)	14 (13)
合 計	1 (1)	4 (5)	17 (20)	24 (21)	46 (47)

(注) 1 ( )内の数字は、前年度の人数を示す。

2 2以上の事由により懲戒処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

## (2) 分限処分者数の状況

- 令和4年度中に分限処分を受けた職員数は655人であり、前年度に比べて61人増加している。
- 処分者数を種類別にみると、降任1人（対前年度比1人減）、免職65人（同65人増）、休職589人（同3人減）となっている。
- 処分者数を事由別にみると、「心身の故障の場合」588人（構成比89.8%）が最も多く、次いで「職制等の改廃等により過員等を生じた場合」65人（同9.9%）、「勤務実績が良くない場合」1人（同0.2%）、「刑事事件に関し起訴された場合」1人（同0.2%）の順となっている。

岐阜県内市町村及び一部事務組合等の分限処分者数の状況（種類別・事由別）

（単位：人）

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	1 (2)	—	—	—	1 (2)
心身の故障の場合	—	—	588 (591)	—	588 (591)
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	—
職制等の改廃等により過員等を生じた場合	—	65 (0)	—	—	65 (0)
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	1 (1)	—	1 (1)
条例に定める事由による場合	—	—	—	—	—
合 計	1 (2)	65 (0)	589 (592)	—	655 (594)

（注）1 （ ）内の数字は、前年度の人数を示す。

2 同一年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を重複して計上している。

3 2以上の事由により分限処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

(参考)岐阜県内市町村及び一部事務組合等における懲戒処分者数及び  
分限処分者数の推移

【懲戒処分者数】 (単位:人)

年度	免職	停職	減給	戒告	合計
R 4	1	4	17	24	46
R 3	1	5	20	21	47
R 2	2	8	16	16	42
R 1	2	5	19	37	63
H30	6	11	11	13	41

【分限処分者数】 (単位:人)

年度	降任	免職	休職	降給	合計
R 4	1	65	589	0	655
R 3	2	0	592	0	594
R 2	2	2	469	0	473
R 1	4	43	565	0	612
H30	1	1	541	0	543

(注) 同一年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を重複して計上している。

## 2. 汚職事件について

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

- この資料は、地方公共団体及び地方三公社、地方公務員共済組合、公益法人等（以下「公社等」という。）において、令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）に発覚した汚職事件の状況を把握するために総務省が実施した調査をもとに、岐阜県内の市町村及び一部事務組合等の状況をまとめたものである。
- 調査対象となる者は、岐阜県内の市町村及び一部事務組合等の事務に従事している特別職（首長、議員、その他の特別職）の地方公務員及び一般職の地方公務員（地方公務員としての身分を有しつつ公社等の事務に従事している者を含む。）である。
- なお、この調査における用語の定義は次のとおりである。

汚職： 私利私欲のために職に関して不正をなすことをいうものであること。

発覚： 公選される職（首長、議員）にある者が関係した事件については、起訴（略式命令請求を含む。）された場合、その他の特別職の職員及び一般職の職員が関係した事件については、地方公共団体がその事実を確認した場合又は起訴された場合をいうものであること。

### (1) 汚職事件の状況

- 令和4年度中に発覚した汚職事件の件数は1件、当事者として汚職事件に関係した職員は1人である。
- 汚職事件の種類は「収賄」である。
- 汚職事件の部門は「農林・水産」である。
- 汚職事件の態様は「土木建築工事の執行」である。

#### 岐阜県内市町村及び一部事務組合等の汚職事件の種類別内訳

区 分	件 数 (件)	関係職員 (当事者) 数 (人)
収 賄	1	1
計	1	1

(注) 横領、背任、職権濫用、公文書偽造、公印偽造、詐欺について該当はなかった。

岐阜県内市町村及び一部事務組合等の汚職事件の部門別内訳

区 分	件 数 (件)	関係職員 (当事者) 数 (人)
総務 (税務含む)	0	0
企画・開発	0	0
民生・労働	0	0
衛生・環境・公害	0	0
商 工	0	0
農林・水産	1	1
土木・建築	0	0
公 営 企 業	0	0
教 育	0	0
議 会	0	0
そ の 他	0	0
計	1	1

岐阜県内市町村及び一部事務組合等の汚職事件の態様別内訳

区 分	件 数 (件)	関係職員 (当事者) 数 (人)
土木建築工事の執行	1	1
各種許認可事務・任用	0	0
各種検査・審査・検定	0	0
物品等の購入・役務の提供	0	0
用 地 買 収	0	0
公有財産の払下げ	0	0
補 助 金 ・ 融 資	0	0
税 の 賦 課 ・ 徴 収	0	0
その他の公金取扱い	0	0
地 位 買 収	0	0
そ の 他	0	0
計	1	1

岐阜県内市町村及び一部事務組合等の汚職事件の関係職員（当事者）の内訳  
 （単位：人）

年度	特 別 職				一般職	合 計
	首 長	議 員	そ の 他	計		
令 和 4 年 度	0	0	0	0	1	1
令 和 3 年 度	0	0	0	0	1	1
令 和 2 年 度	0	0	0	0	1	1



## (2) 汚職事件発生背景

○ 令和4年度中に汚職事件が発覚した地方公共団体が、汚職事件発生背景として指摘している事項は次のとおりである。

区 分		指摘事項
組織、制度上の問題	人事の停滞	
	監督の不十分	○
	特定職員への権限の集中	○
	制度及び制度運用上の問題	
職務遂行上の問題	業務チェックの不備	○
	会計管理の不備	
	公印等の管理の不備	
職員としての資質の問題	職員としての資質の欠如	○
	職員と業者の癒着	○
外部的要因による問題	業者の競争	
	社会的な要因	
その他		

(3) 汚職事件再発防止のための措置

○ 令和4年度中に汚職事件が発覚した地方公共団体において、汚職事件の再発を防止するために実施済み、又は実施する予定である措置は次のとおりである。

区 分	措 置 項 目	実施済	実施予定
法令・規程の整備	組織、機構、職制の整備		
	服務管理体制（人事管理員等）の整備		
	審査、管理機関の設置		
	権限配分の改善		
	服務関係規程の整備		
	事務分掌、決裁等関係規程の整備		
	契約、入札等関係規程の整備	○	
	その他		
人事配置、任用上の改善	人事の刷新	○	
	許認可、工事関係職員等の適時、計画的配転		
	要員の充実		
	管理職等任用制度の改善		
	職員採用制度の改革		
	地方公共団体、公社等との人事交流		
	その他		
事務執行方法	指名入札契約制度の改善		
	チェックシステムの整備強化	○	
	事務点検、調査の実施	○	
	内部査察の強化		
	会計事務の改善		
	日常執務の改善	○	
	その他		
服務管理の整備強化	訓示	○	
	通達の発出		
	意思疎通の強化		
	相互注意の喚起	○	
	「サービスの心得」等の作成		
	一般職員研修の充実強化		○
	監督者研修の充実強化		○
	中堅幹部職員研修の充実強化		○
	特別研修の実施		
	職場研修の充実強化		
その他			